

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和3年3月19日（令和3年（行情）諮問第93号）

答申日：令和3年5月20日（令和3年度（行情）答申第41号）

事件名：病気休暇に関する文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「病気休暇に関する一切の公文書（病気休暇に関する通達，その他一切の公文書（防衛大臣が定める日がわかる公文書など））（原議書及び公印の押印がある公文書が存在する場合は，それらの公文書を含む。）（陸上幕僚監部が発したものと及び同部が受けたもの（同部以外が発したものの））」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求につき，形式上の不備があるとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成31年2月15日付け防官文第2354号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

不開示とした理由として，原処分に「請求内容に形式上の不備が認められたため，補正を求めましたが，当該補正に応じなかったことから形式不備により不開示としました。」とあるが，具体的にどのような請求内容に形式上の不備が認められたのか明らかとなっていない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであるが，行政文書開示請求書の記載では行政文書の特定が困難であったことから，審査請求人に対し，行政文書を特定するに足りる事項の記載を求めたところ，審査請求人がこれに応じなかったため，法9条2項の規定に基づき，平成31年2月15日付け防官文第2354号により，形式不備による不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は，原処分に対して提起されたものである。

なお，本件審査請求について，審査請求が提起されてから情報公開・個

個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年11か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 本件開示請求に対する補正について

本件開示請求は、行政文書開示請求書に記載された情報だけでは対象文書の特定が困難であったことから、請求内容の訓令等は最新のもので良いのか、対象文書の特定に足りる事項の提供を求めて、平成30年12月17日付けで補正を求めたところ、同月26日付けで「(1) 次の事項を具体的に私宛ての公印のある公文書で明示せよ。ア 開示請求書に形式上の不備があると認めたのか否か (ア) 不備があると認めた場合は、その正当な理由及び不備であると認めた箇所全て イ 行政文書等を特定することができるのか否か (ア) 特定することができない場合は、その正当な理由 ウ 補正を求めているのか否か (ア) 求めている場合は、その正当な理由、法的根拠及び補正の参考となる情報 (3) 開示請求に対する一切の公文書を開示せよ。」との回答があったため、平成31年1月9日付けで、このままでは、参考となる情報の教示もできないため、「一切の公文書」とは具体的にどのような行政文書を想定しているのか、再度、補正を求めたところ、同月23日付けで「(1) 貴殿方からの31. 1. 9付け書面について、補正を求めているのか否か明らかとなっていない。ア 補正を求めているのか否か具体的に私宛ての公印のある公文書で明示せよ。イ 補正を求めている場合は、その正当な理由及び補正の参考となる情報を具体的に私宛ての公印のある公文書で明示せよ。(2) 貴殿方からの31. 1. 9付け書面について、行政指導の法的根拠が明らかとなっていない。行政指導の法的根拠を具体的に私宛ての公印のある公文書で明示せよ(法的根拠がない場合は、補正等は行わない。)(3) 開示請求書に形式上の不備があると認めたのか否か明らかとなっていない。ア 開示請求書に形式上の不備があると認めたのか否か具体的に私宛ての公印のある公文書で明示せよ。(形式上の不備がない場合は、補正等は行わない。) イ 形式上の不備があると認めた場合は、その正当な理由及び不備であると認めた箇所全てを具体的に私宛ての公印のある公文書で明示せよ。(6) 「B1547の一切の公文書」について、自衛隊法施行規則第48条第2項第3号の「措置(防衛大臣が定めるものに限る。)」がわかる公文書など (7) 開示請求に対する一切の公文書を開示せよ。」との回答があったため、同月24日付けで、個別の病気休暇の措置に係る公文書ではなく、自衛隊法施行規則48条2項3号の「措置(防衛大臣が定めるものに限る。)」の内容を示した根拠のような文書を想定されているのか、再々度、補正を求めたところ、同月31日付けで「(1)

貴殿方からの31.1.24付け書面について、補正を求めているのか否か明らかとなっていない。ア 補正を求めているのか否か具体的に私宛ての公印のある公文書で明示せよ。イ 補正を求めている場合は、その正当な理由及び補正の参考となる情報を具体的に私宛ての公印のある公文書で明示せよ。(2) 貴殿方からの31.1.24付け書面について、行政指導の法的根拠が明らかとなっていない。行政指導の法的根拠を具体的に私宛ての公印のある公文書で明示せよ(法的根拠がない場合は、補正等を行わない。)(3) 開示請求書に形式上の不備があると認めたのか否か明らかとなっていない。ア 開示請求書に形式上の不備があると認めたのか否か具体的に私宛ての公印のある公文書で明示せよ。(形式上の不備がない場合は、補正等を行わない。)イ 形式上の不備があると認めた場合は、その正当な理由及び不備であると認めた箇所全てを具体的に私宛ての公印のある公文書で明示せよ。(6) 「B1547」について、個別の病気休暇の措置に係る公文書など(自衛隊法施行規則第48条第2項第3号の措置の内容を示した公文書を含む。)(7) 開示請求に対する一切の公文書を開示せよ。」との回答があったが、対象文書を特定するに足りる事項の提供がなく、参考となる情報の教示もできないことから、形式不備により原処分を行った。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「具体的にどのような請求内容に形式上の不備が認められたのか明らかとなっていない。」として、原処分を取消し、開示請求した行政文書の開示を求めるが、上記2のとおり、対象文書を特定するに足りる事項の提供を求めたところ、審査請求人がこれに応じなかったことから、形式不備により不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年3月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月22日 審議
- ④ 同年5月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件開示請求に係る行政文書開示請求書の記載では行政文書の特定が困難であったことから、審査請求人に対し行政文書を特定するに足りる事項の記載を求めたが、審査請求人がこれに応じなかったため、開示請求に係る

行政文書の特定不十分という形式上の不備があることを理由に原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求め、諮問庁は原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 諮問庁は、原処分の妥当性について上記第3の2のとおり説明する。

(2) 対象文書の特定について

ア 開示請求書に記載を求められる「行政文書を特定するに足りる事項」（法4条1項2号）は、行政機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載を要するものと解される。

イ 本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄には本件対象文書のとおり記載されており、当該文言だけでは、病気休暇に関するどのような文書の開示を求めているのか不明であり、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められないから、本件開示請求には請求の対象となる文書の不特定という形式上の不備があると認められる。

(3) 求補正の手続について

当審査会において、諮問書に添付された補正に係る各文書を確認したところ、その内容は上記第3の2の諮問庁の説明のとおりと認められ、その手続は、法4条2項の規定の趣旨に照らしても不適切な点は認められない。

(4) したがって、本件開示請求には形式上の不備があると認められ、処分庁による求補正によっても当該不備は補正されず、開示請求の対象となる文書を特定することができなかったことから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由に原処分を行ったことは妥当である。

3 その他

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において原処分における理由の提示に不備がある旨主張しているようにも解されるので、念のため検討する。

当審査会において本件不開示決定通知書を確認すると、不開示とした理由について「請求内容に形式上の不備が認められたため、補正を求めましたが、当該補正に応じなかったことから形式不備により不開示としました。」と記載されているところ、本件における求補正の手続には上記2（3）のとおり不適切な点は認められず、審査請求人において形式上の不備の内容は了知できるものと認められ、審査請求人の主張は採用できない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問まで約1年11か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好